

⑥ 資本金別法人数

(単位：件)

資本金別	利益法人 □	欠損法人	合計
300万円未満	934	2,224	3,158
300万円以上 1,000万円未満	3,026	7,750	10,776
1,000万円	1,410	2,437	3,847
1,000万円超 5,000万円未満	1,086	1,017	2,103
5,000万円以上 1億円未満	231	147	378
1億円	46	26	72
1億円超 10億円未満	62	14	76
10億円	X	X	X
10億円超 50億円未満	11	3	14
50億円			
50億円超 100億円未満	X	X	X
100億円以上	6		6
合計	6,816	13,620	20,436

- (注) 1 平成31年2月1日より令和2年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和元年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税分を除く。）について当該年度における最終処理段階で作成した。
- 2 事業年度が年2回の法人の区分については、上期、下期のいずれかに利益があれば利益法人とし、上期、下期とも欠損の場合についてのみ欠損法人とした。
なお、不申告法人か否かについても、上期、下期のいずれかに申告があれば不申告法人とせず、上期、下期とも不申告の場合についてのみ不申告法人とした。
また、不申告法人について上期、下期のいずれか又は上期、下期とも決定があったときは、不申告法人の欄には記載していない。
- 3 資本金区分は、最終事業年度の期末現在による。
- 4 「休業中の法人」、「清算中の法人」、「所在不明法人」の判定は、年度末現在により行った。
これらについては、申告、決定の別なくこの欄に記載した。
- 5 法人の主たる事務所又は事業所が香川県内に所在するもののみを記載した。